

平成27年1月より 高額療養費と出産育児一時金が見直されました

高額療養費の自己負担限度額の区分の細分化(70歳未満の方の場合)

平成27年1月診療分から、高額療養費の自己負担限度額の区分が3区分から5区分に細分化されました。また、それに伴い「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分の記載も27年1月以降A～Cからア～オの標記へ変更となります。

【改正前】平成26年12月まで

適用区分	所得区分	自己負担限度額	多数該当
A	上位所得者(標準報酬月額53万円以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
B	一般所得者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
C	低所得者(市区町村民税非課税者等)	35,400円	24,600円

【改正後】平成27年1月から

適用区分	所得区分	自己負担限度額	多数該当
ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	標準報酬月額53万円～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28万円～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者(市区町村民税非課税者等)	35,400円	24,600円

出産育児一時金・家族出産育児一時金の額の見直し

出産育児一時金の支給額については、出産費用の動向等を勘案して、平成27年1月以降の出産より、39万円から40万4千円に引き上げられました。

支給される出産育児一時金には、産科医療補償制度掛金が含まれています。このたびその掛金が3万円から1万6千円に見直されました。産科医療補償制度加入医療機関等で出産した場合はこれまでと同様、一児につき42万円が支給されます。

【改正前】平成26年12月まで

出産育児一時金・家族出産育児一時金	39万円
産科医療補償制度掛金	3万円
合計	42万円

【改正後】平成27年1月から

出産育児一時金・家族出産育児一時金	40万4千円
産科医療補償制度掛金	1万6千円
合計	42万円

